

# 科学技術人材育成費補助金 Q & A

「テニュアトラック普及・定着事業」

「ポストドクター・キャリア開発事業」

「女性研究者研究活動支援事業」

追加版 Q & A ②

平成 24 年 4 月 11 日

文部科学省

科学技術・学術政策局

基盤政策課

## 各事業共通

### <補助金関係>

Q 割賦販売契約にて割賦払いにより購入した設備備品は補助対象となるか。

A 本補助金は、国の会計法令の適用を受けるため、当該年度の補助金により購入した設備備品は当該年度の末日（3月31日）までに納品、検査完了（当該機関の所有）している必要があります。割賦販売契約の場合において、割賦払いによる支払完了日が当該年度の末日（3月31日）を超えており、支払完了までに補助事業者にも所有権が移転しない場合には、補助事業期間内に購入したものとは言えないことから補助対象とはなりません。

(参考)

今回と同様の事例は、会計検査院の検査において「不当」事項とされています。

※ 平成17年度決算検査報告

「中小企業経営革新等対策費補助金等の経理が不当と認められるもの(312)」

(抜粋)

「事業主体が購入したとしていた機械装置は、支払完了日が補助事業期間を超えて設定され、支払完了まで事業主体にも所有権が移転しない割賦販売契約によっており、補助事業期間内に購入したとは認められないことから、上記の補助対象事業費のうち機械装置の購入費8,800,000円は補助の対象とならない。」

## テニユアトラック普及・定着事業

《2月27日付けQ&Aについて補足します。》

### <申請関係>

※2月27日付けQ&A再掲

Q テニユアトラック教員を支援等する担当教員の雇用経費の用途は、教員の雇用経費に限定されるのか。

A テニユアトラック教員が研究に専念できるように集約的に支援する業務に従事し、若手研究者間交流の調整や学内普及啓発活動を行うなど、機関内においてテニユアトラック制を円滑に実施する役割を果たすことが可能であれば、職員の雇用も可能とします。当該業務を複数人で分担することも可能とします。

また、テニユアトラック教員を支援等する業務に係るものであれば、事業実施費として支出することも可能です。

### 【補足する内容】

上記の内容を踏まえ申請する場合、

「申請書様式（機関：様式2）機関の現状

・機関としてのテニユアトラック制の推進体制(体制図があれば添附してください)及びテニユアトラック教員を支援等する担当教員(公募要領8ページ)の措置の対象となる場合については、当該教員の業務と役割について

の下線部について、以下の点に留意して記載してください。

- ①職員を（も）雇用する場合には上記下線部の担当教員を担当職員と読み替えて記載してください。
- ②事業実施費として支出する場合は、機関内においてテニユアトラック制を円滑に実施するために行うテニユアトラック教員を支援等する業務の内容を具体的に記載してください。